

入札説明書

沖縄県立那覇西高等学校が発注する電話機器賃貸借契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 件名 | 沖縄県立那覇西高等学校校舎 電話機器賃貸借契約 |
| (2) 契約内容及び特質等 | この入札説明書及び仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和15年3月31日（84ヵ月） |
| (4) 設置場所 | 沖縄県立那覇西高等学校 那覇市金城3丁目5番地の1 |
| (5) その他 | 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期契約であり、翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、当該契約の一部又は全部を解除する。 |

2 賃貸借要件

- (1) 賃貸借期間内は物品の保守を行うこと。
- (2) 借入物品の隠れた瑕疵について無償でこれを補修し、また、取り替える責任を負うこと。
- (3) 故障等の原因については学校に報告するものとし、保守基準対象外と疑われる場合は、協議するものとする。
- (4) 契約期間終了後は、速やかに借入物品を回収すること。ただし本契約終了後に、甲が再利用を要望する場合には、別途協議を行うものとする。

3 入札参加資格

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 沖縄県競争入札参加資格者名簿（営業品目：電気・通信用機器類）に登録されている法人であること。また、入札の日までの間において、沖縄県の指名停止または指名除外の措置を受けていないこと。
- (2) 沖縄県内に本社、支社、支店、営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税・消費税及び地方税について滞納がないこと。
- (5) 沖縄県物品調達等における暴力団排除に関する協定書に基づく排除措置を受けていない者。
- (6) 労働関係法令を遵守しており、労働関係法令の違反により労働行政機関から指導・勧告を受けていない者。

4 申請の方法

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接もしくは郵便で提出すること。なお、FAX及び電子メールによる関係書類の提出は受け付けない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内にのみ差替えることを認める。提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 沖縄県の入札資格者名簿（電気・通信用機器類）に登録されていることが確認できる書類の写し（資格審査結果通知等）
- イ 入札保証金に関する書類（7 入札保証金 を参照）
- ウ 仕様書に基づく応札明細書（定価ベース）及び機能等証明書（カタログの写し）

エ その他契約担当者が必要とする書類

(2) 提出先

〒901-0155 那覇市金城3-5-1 那覇西高等学校事務室

(3) 受付期限

持参または郵便いずれの場合も令和8年3月6日（金）午後4時

※郵送による場合は簡易書留に限る。

※持参の場合、下記日程に限る。提出時間は午前9時から午後4時まで

提出可能日 2月25,26,28日、3月1,3,6日

5 入札及び開札の日時等

(1) 令和8年3月10日（火）午後1時半

(2) 場所 沖縄県立那覇西高等学校 会議室（那覇市金城3-5-1）

6 入札

(1) 入札者は、上記4(1)に定める書類を提出した上で、入札書（別紙様式56号その1）を提出しなければならない。ただし、郵送等による提出は認めない。

(2) 入札書は5(2)の開札場所に、直接持参して提出すること。

(3) 代理人が入札する場合は、必ず委任状（別紙様式）を提出すること。

(4) 入札書は、別添仕様書に基づき見積もるものとする。

(5) 開札に立ち会う者は、入札参加資格があることが確認された者又はその代理人とする。

(6) 入札者は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず当該入札書の書換、引換え、又は取消しをすることはできない。

(7) 入札金額は、算用数字を用いて丁寧に記入し、頭に¥マークを表示すること。

(8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。

(9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条第1項に基づき、見積もる契約金額（入札金額にその100分の10を加算した金額）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に那覇西高等学校長を被保険者とする入札保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約をすべて誠実に履行した実績を証する書類を提出する場合。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。)をもって落札価格とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者でくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係の無い職員が代わりにくじを引くものとする。
- (4) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、随意契約ができるものとする。

10 契約保証金

沖縄県財務規則第101条第1項に基づき、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書(写し)を提出する場合
- ② 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を、全て誠実に履行した実績を証する書類を提出する場合。

11 その他

- (1) 入札関係書類の配布は実施しないため、沖縄県ホームページ内「公募・入札」ホームページ内「入札情報」に掲載されている資料を、ダウンロードすること。
- (2) 入札説明書及び仕様書に対する質問は、別紙質疑応答書により令和8年3月3日(火)までにFAXにて提出すること。

12 問い合わせ先

沖縄県立那覇西高等学校 担当：宮里・東恩納

TEL:098(858)8274 FAX:098(858)2938

(午前9時から午後4時まで 2月27日、3月2日を除く)

入札保証金について

1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額（入札金額にその100分の10を加算した金額）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額又納付すること。入札保証金の額が足りない場合は、その入札は無効となる。

2 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当することができる。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類（契約書の写し）提出した場合

※ (1)及び(2)を証する書類を入札参加資格確認書類に添付

4 入札保証金を納付する場合

納付書を発行しますので、金融期間等で納付してください。納付手続は次の通りです。

(1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書（第3号様式）及び債権・債務者登録申出書に必要事項を記入し、令和8年3月6日（金）午後4時までに沖縄県立那覇西高等学校へ提出する。

イ 入札保証金納付発行依頼書に基づき納付書を発行するので、指定金融機関において納付する。

ウ 領収書の写しを沖縄県立那覇西高等学校へ提出する。

（令和8年3月9日（月）午後4時まで（電話連絡の上でFAX可））

(2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄労働金庫、農業協同組合（沖縄県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

(3) 還付方法

入札終了後、入札保証金返還請求書に必要事項を記入し、沖縄県立那覇西高等学校へ提出してください。その後、約 20 日程度で登録した口座へ入札保証金を還付します。

5 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。